

# 縦覧・意見書提出手続きに関する検討結果

## 【札幌圏都市計画道路の変更案(花川通)について】

### ―意見の検討の経過―

1月4日～15日 建設水道部内において意見の検討及び  
検討結果(案)の作成

1月24日 石狩市都市計画審議会に報告の上、決定

縦覧期間	平成29年12月14日(木)から平成29年12月28日(木)まで
意見書提出期間	平成29年12月14日(木)から平成29年12月28日(木)まで
意見提出者	2名
担当部局	建設水道部建設総務課

## 札幌圏都市計画道路の変更案について

番号	ご意見等	市の考え方
1-1	<p>花川通を延伸するに際して、防風林を伐採して切り開くことは、防災上、極めて問題である。津波災害の際、工業団地に働く労働者を逃げやすくするというが、かえって津波被害を市街地に引き込むことになり、その被害は、工業団地の被害に比較して、多大となることは必定である。加えて、住宅側に消防本部があり、災害時の司令部となるこの場所が危険にさらされるという事は、市内の災害救助をさらに困難にすることになる。</p>	<p>ご提出いただいたご意見は、今回の変更に対するご意見ではありませんが、平成27年度の花川通延伸に係る都市計画変更の際には、同様の趣旨のご意見に対し、下記のとおり市の考え方を示しています。</p> <p><b>【平成27年度の花川通延伸の都市計画変更時にお示した市の考え方】</b> 現時点における北海道による津波浸水の想定では、海岸線のごく狭いエリアでの浸水となっております。現在、見直し作業が進められており、浸水エリアが見直しされる可能性もありますが、遮断緑地等が津波の浸水速度を軽減させる効果は期待できるものの、完全に防ぐことは困難と考えられ、津波への対応として、第一に最短で海から遠ざかることが最善の対応策であることから、新港地域での避難において、花川通と流通通を接続することにより、これまでの道路に加え、新たな避難路として選択肢が増えるものと考えております。</p> <p>なお、上記にある見直しは既に作業を終えており、北海道が平成29年2月に公表した、見直し後の内容を反映させた「北海道日本海沿岸におけるの津波浸水想定」においても、浸水は海岸線のごく狭いエリアとなっております。</p>
1-2	<p>冬場の積雪も問題であり、防風林の切れ目から雪が吹き込み、冬場の消防救急などの出動の困難も予測される。</p>	<p>ご提出いただいたご意見は、今回の変更に対するご意見ではありませんが、平成27年度の花川通延伸に係る都市計画変更の際には、同様の趣旨のご意見に対し、下記のとおり市の考え方を示しています。</p> <p><b>【平成27年度の花川通延伸の都市計画変更時にお示した市の考え方】</b> 冬期間における卓越した風は計画道路と若干角度の違いがあるものの、遮断緑地と防風林とも、ほぼ同じ向きで吹き込む風もあり、その際には、計画道路も保安林内で吹き溜まることが想定されますが、状況等に応じて、交差点の除雪等の対策を講じて参ります。</p>

番号	ご意見等	市の考え方
1-3	<p>石狩市では、朝夕の渋滞を解消するためと称してはいるが、現在の状況から見て、解消すべき渋滞はないものと認めざるを得ない。従って、無用の花川通延伸は、やめるべきであろう。</p>	<p>ご提出いただいたご意見は、今回の変更に対するご意見ではありませんが、平成27年度の花川通延伸に係る都市計画変更の際には、同様の趣旨のご意見に対し、下記のとおり市の考え方を示しています。</p> <p><b>【平成27年度の花川通延伸の都市計画変更時にお示した市の考え方】</b>  花川通の延伸整備により、花川南や樽川地区内を通行している新港地域への通勤車両や物流車両を再配分することで、花川通の交通量が現状よりも増加することが想定されておりますが、騒音や振動のいずれの将来推計値も、法令等の基準値以内になるとの結果となっており、まち全体で考えると、道路機能に応じて交通量が適正化され、交通の安全性の向上や、安心な環境が創出されると考えております。</p>

番号	ご意見等	市の考え方
2-1	<p>花川通の延伸区間の詳細な測量・設計の結果の法面の形状は、今回の縦覧の平面図だけでは分かりません。主要な変更地点の法面の側面図、あるいは延伸区間の立体画像をあらためて示してください。判断ができません。延伸区間の詳細な測量・設計の結果が、この案の提示の仕方では詳細さが伝わってきません。やり直してください。</p>	<p>今回の都市計画変更は、詳細な測量、設計により各断面の幅が確定したことなどに伴い、都市計画道路の区域が確定したため手続きを行うものであり、都市計画法で定められた図書に基づき、変更区域を縦覧に供しています。</p>
2-2	<p>石狩の海岸線と平行に、石狩砂丘と約6000年の紅葉山砂丘があります。その5kmの幅の間は高さ1～2mの砂の盛り上がり(砂堤)が、20～30mの間隔でくり返す波のような地形(砂堤列)になっています。約6000年前から海が陸地化していくなかで形づくられた貴重な痕跡です(参照:石狩川自然史マップ 石狩市環境保全課)。</p> <p>これらの砂堤列を奇跡的に残しているのが花川南防風林です。</p> <p>法面の形状の変更の由来は、この奇跡の痕跡である砂堤列の存在の証でもあります。この貴重な砂堤列をつぶして道路を建設することは、6000年の歴史の記憶をつぶすこととなります。残念です。まちがっています。</p> <p>また、石狩市民憲章の第1章 ふるさとを愛し 自然をいかす 美しいまち、に「防風林や名木をまちの宝として大切に保護します。」という項目があります。まちの宝を保護しない政策は、石狩市民憲章に反する政策ではありませんか？</p> <p>花川通延伸計画そのものを止めてください。</p>	<p>ご提出いただいたご意見は、今回の変更に対するご意見ではありませんが、平成27年度の花川通延伸に係る都市計画変更の際には、同様の趣旨のご意見に対し、下記のとおり市の考え方を示しています。</p> <p><b>【平成27年度の花川通延伸の都市計画変更時にお示した市の考え方】</b></p> <p>石狩の開拓期から大切に守られてきた防風林の歴史的な価値や、遮断緑地と防風林が、私たちの暮らしに四季を通じてもたらす様々な効果などについては、十分承知しているところでありますが、それらの機能を著しく損なうことがないように、保安林解除の面積を縮小させるため、道路幅を当初計画の32mから25mに変更するなどの配慮を行ったところであります。</p> <p>なお、今回の変更により、防風林のエリアについても若干の区域変更が生じていますが、関係機関と協議のうえ、防風林や道路の維持管理上、必要最小限のエリアを都市計画道路の区域としているところです。</p>